規則第3号 2013年4月1日制定

(目的)

- 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」と いう。)の役員他会員が、会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項 について定めることを目的とする。 (対象)
- 第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動 をいう。
 - (1)定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加 すること。
 - 役員が、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
 - (3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又 はその業務に参加すること。
 - その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参
- 加すること。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に揚げる場合は、原則として費用 弁償の対象としない。
 - 正会員が、本会の総会に参加する場合。 (1)
 - 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍 観者として参加する場合。
 - 公益社団法人日本社会福祉士会の総会、学会に参加する場合。 (3)
 - その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に 参加する場合。
 - (5) 本会の正会員が事務局の職員として事業に参加する場合。 (範囲)
- 第3条 この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範 囲内において、次の各号に定めるものに限る。
 - 会務に従事するために要する交通費(以下「交通費」という。)
 - 会務に従事するために要する宿泊費(以下「宿泊費」という。)
 - 会務に従事するために必要な経費(以下「日当」という。)
 - (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

- 4条 交通費は、会務に参加するために順路によって要する船賃、鉄 道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金の実費とする。 第4条
- 2. 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金(座席指定料金、急行料金、 特急料金等)を加えた額とする。
- 3. やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料 金の実費を加算する。 (宿泊費)
- 第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。
 - 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。 (1)(2)前号以外で、理事会が必要と認めた場合。
- 2. 支給額については、別途定める。

(日当)

- 第6条 本会の会員以外の者(外部委員)が委員会等補助組織の会議の構 成員としてその業務に参加したときは、日当を支給する。ただし、4 時間に満たない場合は、定額の2分の1とする。
 - (1) 理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張、研 修会等の運営にあたる場合。
 - (2) その他、理事会が特に必要と認めた場合。

- 2. 前項の会議が複数日に及んだ場合にあっては、その日数を乗じた額を支給する。
- 3. 支給額については、別途定める。

(費用の請求)

- 第7条 費用の弁償を受けようとする者は、請求をしなければならない。 (前渡し)
- 第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。
- 2. 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20 日以内に、精算をしなければならない。 (委任)
- 第9条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に 定める。 (改廃)
- 第10条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、本会設立の日から施行する。